

平成24年度「重点研究費」研究成果報告書

研究課題	東京都国旗国歌訴訟最高裁判決の総合的研究
------	----------------------

研究代表者

氏名 齋藤 一久	所属 人文社会科学系	職名 准教授
-------------	---------------	-----------

研究分担者

氏名 河合 正雄	所属 人文社会科学系	職名 特任講師

【研究成果の概要】 (文字の大きさ9ポイント・字数800字～1600字程度)

2011年から2012年にかけて東京都の教職員に対する国旗国歌強制の問題に関連する最高裁判決が下された。判決の結論として、国歌斉唱やピアノ伴奏を教員に義務付ける職務命令は憲法19条の思想・良心の自由の侵害と認められず、合憲という判断ではあった。しかし、とりわけ2012年1月16日判決では東京都が行った懲戒処分としての停職・減給処分の一部について裁量権の逸脱・濫用があるとして違法の判断が下された。

本研究では、このような判例の動向の下、東京都の国旗国歌問題をめぐる一連の最高裁判決を下級裁判所の判例も踏まえた上で、多角的な視点から総合的に研究を行った。

第1の研究成果として、東京学芸大学出版会から刊行した重要教育判例集が挙げられる。本書は、本研究の課題である東京都の国旗国歌訴訟を中心として、重要な教育判例を掲載したものである。本格的な教育判例集については、ここ10年間、絶版状態になっていたこと、また東京都の国旗国歌訴訟について体系的にまとめられたものがない中で、本判例集は、教育法学界及び教育法関連の学部・大学院の授業等での重要な教育・研究資料となっている。

また第2の研究成果として、研究代表者である齋藤による日本教育法学会42回定期総会自由研究報告「人権条項なき憲法訴訟」としての国旗・国歌訴訟」が挙げられる。これは日本教育法学会年報42号にも掲載されているが、東京都の国旗国歌訴訟の最高裁判決について憲法学の理論から検討を加えたものである。主として適用違憲と裁量権濫用・逸脱の差、また最高裁が新しく示した間接的制約の意義と機能について、比較法的視点も踏まえながら、検証した。

その他の研究成果については、2013年度に発表する予定である。当該訴訟は、教科書裁判以来の大型の教育訴訟であり、教育裁判の歴史上、そして憲法学・行政法学の理論上も極めて重要な判例であると考えており、本研究を踏まえ、今後、さらなる体系化を図る必要があると考えている。

研究成果発表方法

[発表論文名(口頭発表を含む)、氏名、学会誌等名(投稿中・投稿予定・執筆中)を記入する。]
 ※本経費を用いて、報告書(冊子等)を作成した場合には、本様式とともに1部を提出すること。
 なお、提出された報告書は教育実践研究推進本部を通じて附属図書館へ寄贈する。

齋藤一久編『重要教育判例集』(東京学芸大学出版会、2012年)

齋藤一久「人権条項なき憲法訴訟」としての国旗・国歌訴訟」日本教育法学会年報42号(有斐閣、2013年)141-142頁

齋藤一久「人権条項なき憲法訴訟」としての国旗・国歌訴訟」日本教育法学会42回定期総会自由研究報告(2012年5月26日、埼玉大学)